

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第12回）議事概要

1 日 時

平成21年6月3日（水）午後3時から午後4時40分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

伊藤 寿，岡崎 正男，近藤 善資，坂本 千代
真田 順子，芝田 俊文（家庭裁判所委員会委員を兼任）
新階 日出夫，宅間 一之，三谷 英子，明神 千代

イ 家庭裁判所委員会委員

池田 久男，石田 正俊，小野 正弘，川竹 昭夫
小池 覚子，芝田 俊文（地方裁判所委員会委員を兼任）
信清 昌広，古谷 純代，丸地 真人，山岡 敏明
山中 悠紀子

(2) オブザーバー

御沖佳二（高知家庭裁判所訟廷管理官）

(3) 事務担当者等

中村 幸一（高知地方裁判所事務局長），小松 正和（高知地方裁判所民事首席書記官），下田 厚郎（高知地方裁判所刑事首席書記官）
近藤 英彰（高知地方裁判所事務局総務課長），石川 公寛（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐），西村 工（高知家庭裁判所事務局長），越智 博（高知家庭裁判所首席書記官），中園 武彦（高知家庭裁判所次席家庭裁判所調査官），立道 包壽（高知家庭裁判

所事務局総務課長), 長 野 時 夫 (高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐)

4 議事

(1) テーマ

被害者参加制度 (少年事件における被害者への配慮を含む。) について

(2) 意見交換等

ア 伊藤寿委員から, 刑事事件における被害者参加制度についての内容や現状等の説明が, 小池覚子委員から, 少年事件における被害者傍聴制度についての内容や現状等の説明が, 岡崎正男委員から検察庁における被害者支援の内容や現状等の説明が, 山岡敏明委員から弁護士からみた被害者参加制度についての現状等の説明が, 池田久男委員からNPO法人こうち被害者支援センターの活動内容等の説明が, 各行われた。

イ 意見交換 (○委員, ●主に説明を担当した委員)

○ 被害者が意見陳述することによって, 量刑が変わってきていますか。

● 意見陳述は量刑を決める参考になりますが, 刑罰を決めるのに大事なものは, 行為とその結果です。それを抜きにして, 被害者の感情のみで刑罰を決めることはありません。裁判員裁判が始まれば, 裁判員の目の前で被害者から意見陳述がされますから, 裁判員が大きな影響を受けることも考えられますが, 評議において十分検討することで, 適切な結論に至ると思います。そして, 個々の事件でそれぞれにベストな結論を目指しますから, 今後量刑が変わってくるのかどうかは, その積み重ねでどうなっていくかということだろうと思います。

○ ビデオリンクで証人尋問を行うことがあると聞きましたが, 映像や音声はどうなるのですか。

● ビデオリンクで実施する場合は, 多くの場合, 被告人や傍聴人に見られたくないからそれをしていることが多いので, 傍聴人からは映像が見えな

いことが多いですが、音声は聞こえています。

- 被害者が裁判に参加することはよいことだと思います。しかし、被害者が感情的になって争点とずれたことを言ったりして、裁判が長引いたり、混乱したりすることがあるのではないのでしょうか。また、検察官は被害者とどの程度コミュニケーションを取っているのでしょうか。
- 基本的に、被害者の意見を代弁するのは検察官の役割であり、被害者参加の申出は、検察官を介してされます。よって、被害者と検察官とは事前に話し合っていることと思います。また、裁判所が被害者と法廷外で話すのは、公平な第三者という立場から難しいと思います。なお、あらかじめ被害者と話すのは検察官・弁護人であり、その検察官・弁護人から争点が出されるので、被害者が裁判に参加することで争点がずれるということはないと思います。
- 検察官は、被害者とは、捜査段階から接点があり、公判になってからも話す機会があります。また、被害者は、弁護士を被害者参加人代理人とすることもできますので、裁判が混乱するという心配はしていません。
- 裁判所は、検察官や弁護人の意見を聞いて、被害者を特定する事項を非公開にするとのことですが、被害者が非公開を求めても非公開にできないときがあるのですか。
- 多くの場合、非公開になるのですが、裁判所は起訴された段階では証拠を見ていないので、判断が難しいときもあります。そのようなときは、被害者の特定事項、例えば生年月日や犯行場所などの情報を、どこまで非公開にするか、検察官や弁護人の意見を聞いて、調整します。
- 少年事件で被害者が傍聴する場合、被害者はどこに座るのですか。
- 当庁の少年審判を被害者が傍聴する場合は、広い法廷で実施することになります。そして、少年や被害者の安全を配慮した座席になります。なお、通常の法廷には、法壇、つまり床が高くなったところがありますが、その

部分は使いません。

- こうち被害者支援センターには、年間に79件の相談があったそうですが、どういう内容でしょうか。
- 相談に対しては、ボランティアの方20名がお話を聞きますが、様々な相談内容があると聞いています。
- 被害者参加人から量刑について意見が述べられますが、例えば、検察官から10年の求刑がされたのに対し、被害者参加人から最高刑を望むという意見のときもあるようですが、量刑は事前に相談などしているのですか。
- 量刑については、検察官は被害者と相談していません。また被害者に検察官が行う求刑も伝えていません。
- 少年審判を被害者が傍聴する際に、少年の付添人の立場からはどのような不安がありますか。
- 少年法22条では、「審判は、懇切を旨として、…自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」と定められています。これは、少年は、かわいそうな子である一面、悪い子である一面など、いろいろな面を持ち合わせた、未熟な者であることが前提です。そのため、成人の刑事裁判とは異なり、少年審判では、少年と一緒に、付添人も含め、みんなで少年のこれからのことを考えようとしているわけです。付添人は、少年の更生のために必要と考えれば、少年院送致を求めることもあります。このような場では、少年の心が安定していることが大事ですが、被害者が傍聴することによって、雰囲気が変わり、少年の心が不安定になることを危惧します。
- 被害者が少年審判を傍聴することによって、審判に支障が出るのが危惧されるのでしょうか。
- 少年の内省を促すことにとって、場の雰囲気が変わることが少年に対してどう影響するかを危惧しますが、それによって、裁判官の判断が変わると

は思っています。

- 少年審判での被害者傍聴は、当庁ではまだ実例がなく、刑事裁判に被害者が参加して被告人に質問したり、量刑について意見を述べる制度は、法が施行されてまだ半年ですから、今日の意見も参考にして、これからも制度の適正な運用を図っていきたいと思います。

5 次回開催予定

(1) テーマ

裁判員制度の運用状況について

(2) 開催日等

平成22年1月29日（金）午後3時

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室